

令和6年9月3日  
フローラル共済株式会社

令和6年台風第10号に伴う災害により被害を受けられた皆様 および

災害により被害を受けるおそれが生じている皆様へ【続報その2】

このたびの令和6年台風第10号に伴う災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置等を実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

■今回災害救助法が適用された追加の地域は次の通りです。

また、今後災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をいたします。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【岐阜県】 大垣市（おおがきし） 揖斐郡池田町 （いびぐんいけだちょう）	8月31日	令和6年台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【神奈川県】 平塚市（ひらつかし） 小田原市（おだわらし） 秦野市（はだのし） 厚木市（あつぎし）	8月30日		

伊勢原市（いせはらし） 中郡大磯町 （なかぐんおおいそまち） 中郡二宮町 （なかぐんにのみやまち） 足柄上郡中井町 （あしがらかみぐんなかいまち） 足柄上郡大井町 （あしがらかみぐんおおいまち） 足柄下郡湯河原町 （あしがらしもぐんゆがわらまち）	8月30日           8月29日	令和6年台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【宮崎県】 宮崎市（みやざきし）			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等
【愛知県】 豊橋市（とよはしし） 岡崎市（おかざきし） 豊川市（とよかわし） 津島市（つしまし） 豊田市（とよたし） 犬山市（いぬやまし） 小牧市（こまきし） 新城市（しんしろし） 高浜市（たかはまし） 田原市（たはらし） 愛知郡東郷町（あいちぐんとうごうちょう） 西春日井郡豊山町（にしかすがいぐんとよやまちょう） 海部郡蟹江町（あまぐんかにえちょう） 海部郡飛島村（あまぐんとびしまむら） 知多郡東浦町（ちたぐんひがしうらちょう） 額田郡幸田町（ぬかたぐんこうたちょう） 北設楽郡設楽町（きたしたらぐんしたらちょう） 北設楽郡東栄町（きたしたらぐんとうえいちょう） 北設楽郡豊根村（きたしたらぐんとよねむら）	8月29日	令和6年台風第10号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。  災害救助法第2条第2項適用

以上

▼詳細は下記 URL をクリックしてご確認ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

(内閣府ホームページ「災害救助法の適用状況」)

< お問い合わせ >

フローラル共済株式会社

 0120-26-8160 (通話無料)

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

※携帯電話からもお掛けいただけます。